

沓崎市農業委員会定例会（令和３年１月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年１月２６日（火） 午前１０時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 大会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 …… 委員 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
 - 第２．議案第 １号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第 ２号 非農地証明願について
 - 議案第 ３号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 ４号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第 ５号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について
 - 議案第 ６号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について
 - 議案第 ７号 農地の賃借料情報の提供について

7. その他

- 事務局 皆さん改めましてお早うございます。
- 昨年末から新型コロナウイルス感染者が市役所職員を含めまして１月２５日現在で５６名が確認されて５５名は回復をしておりますが、１月１３日現在では予断を許さない状況でありましたので、感染予防対策として、急きょ定例会の日時、場所を変更しました事をお詫び申し上げます。
- ご案内の時間となりましたので、只今より令和３年１月の農業委員会の総会を開会致します。
- 本日は、…委員さん、…委員さんより欠席の届け出がでております。
- 本日の出席委員は１９名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
- それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 議長 【会長挨拶】
- それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第１の議事録

署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「沓崎市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用ありません。

それから、5件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

1番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触	字山中		地目	田	面積	1, 282 m ²
同じく			地目	田	面積	1, 325 m ²
同じく			地目	畑	面積	1, 696 m ²
郷ノ浦町柳田触	字蛭ノ元		地目	田	面積	2, 936 m ²
同じく			地目	田	面積	1, 142 m ²
郷ノ浦町柳田触	字若宮		地目	田	面積	856 m ²
同じく			地目	田	面積	1, 017 m ²
同じく			地目	田	面積	1, 002 m ²
計 田が7筆で9, 560 m ² 、畑が1筆で1, 696 m ² 、計8筆で11, 256 m ²						
譲渡人						

譲受人

経営地は、田が 9, 5 6 0 m²、畑が 1, 6 9 6 m²、計 1 1, 2 5 6 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢のため後継者へ経営を移譲する。

譲受人 譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主にアスパラガスの栽培です。農機具は管理機、選別機、保冷库、トラクター、軽トラを所有されてあります。農作業暦は 6 年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1 月 2 1 日に . . 委員さんと譲渡人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . 委員 はい、議長。

議長 . . 委員。

. . 委員 皆さんお早うございます。担当の . . です。只今、説明がありました通り 1 月 2 1 日に許斐さん立ち会いの下、現地確認を行いました。親から子への贈与でありますので、何ら問題はないかと思えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 1 号 1 番は決定いたします。

続きまして、2 番の説明を求めます。

事務局 はい、2 番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字郷谷 地目 田 面積 1, 5 6 0 m²

芦辺町中野郷東触 字赤岸 地目 畑 面積 2, 0 8 0 m²

計 2 筆で 3, 6 4 0 m²

譲渡人

譲受人

経営地は、田が 8, 5 2 2 m²、畑が 1, 6 5 8 m²、計 1 0, 1 8 0 m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により、売却する。

譲受人 買い受けて経営規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、ロールベアラー、ラッピングマシン、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインはリースされてあります。農作業暦は本人が30年、妻10年、子5年です。通作距離は、遠いもので1,400m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月22日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・でございます。事務局の説明通り1月22日に本人立ち会いの下、現地確認を行いました。申請地を認定農業者の・・・さんが購入後、飼料を作付けられるという事でありました。畑地の方は荒れておりましたが、今後、解消出来るものと思っております。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号2番は決定いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。3番 地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。

土地の所在

芦辺町箱崎諸津触字深谷	・・・・・・	地目	畑	面積	982㎡
同じく	・・・・・・	地目	田	面積	2,188㎡
芦辺町箱崎諸津触字崎深谷	・・・・・・	地目	畑	面積	3,220㎡
同じく	・・・・・・	地目	畑	面積	1,500㎡
同じく	1716番1	地目	畑	面積	668㎡

田が1筆で2, 188㎡、畑が4筆で6, 370㎡、計5筆で8, 558㎡

譲渡人

譲受人

経営地は、田が2, 766㎡、畑が7, 365㎡、計の10, 131㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、後継者へ経営を移譲する。

譲受人 譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・苺の栽培です。農機具は草刈り機、トラクター、軽トラを所有してあり、コンバインは共同で所有されてあります。田植えは委託されてあります。農作業暦は本人が3年、母30年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・委員さんと譲受人のお母さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。先程、事務局から言われましたように1月21日に譲受人のお母さん・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。お爺さんから孫さんへの贈与でございます。何故かと言いますと・・君が高校生の頃にお父さん市議会議員をされておりました・・さんが急きょ病気で亡くなられました。男の子が3人おられますが、当時長男、次男さんは、島外に出られておられておりましたので、お母さんが・・君に高校卒業したら残ってもらいたかった訳でございますが、建築の勉強をしたいという事で学校に行かれて、昨年帰って来られてお爺さんの手伝いをしながら今回後を継ぐという事になった訳でございます。家の方は苺のハウス栽培の農家でございます。水稻も栽培されております。お母さんを助けて頑張っていかれるという決心でございましたので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1

号3番は決定いたします。

続きまして、4番でございますけど、この件は・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致します。

----- (委員退席) -----

それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、4番土地の所在

石田町池田西触 字上池田 地目 田 面積 9 2 m²

同じく 地目 畑 面積 9 9 4 m²

計 2筆で1, 0 8 6 m²

譲渡人

譲受人

経営地は、田が32, 494 m²、畑が30, 265 m²、計62, 759 m²です。

申請理由

譲渡人 所有者が死亡したが相続人がおらず、農地の経営・管理が出来ない為、売り渡す。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具はトラクター、コンバイン、タイヤショベル、マニアスプレッダー、モアーコンディショナー、ロールベラー、2tトラック、ダンプ等を所有してあります。構成員は4名、常時雇用者7名、パート職員3名で農作業に従事されております。通作距離は3km程ですが、申請地近くに飼料の保管場所も確保されてあります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人である為、適用はありません。

「下限面積要件」、は問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付けるということであり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと法人の役員立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。事務局の説明の通り1月2

1日に現地を確認しました。申請地は・・・さんが亡くなられて荒廃農地の状態となっておりましたが、この度、・・・さんが購入されて飼料を作付けするという事であります。

何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号4番は決定いたします。

-----（委員入席）-----

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局

はい、3頁をお願いします。5番土地の所在

石田町筒城東触 字高浜 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 2 8 4 m²

譲渡人 ・ ・ ・ ・ ・

譲受人 ・ ・ ・ ・ ・

経営地は、田が4, 1 8 8 m²、畑が2, 8 8 4 m²、計の7, 0 7 2 m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 長年耕作している農地の為、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、野菜の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラを所有しております。農作業暦は本人が40年、妻30年です。通作距離は、700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり野菜を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人の奥さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

お早うございます。今、事務局から説明があった通り21日に現地確認を行いました。今から20年位前に奥さんの方がお菓子屋をしたいという事で区画

を買い受けられて工場を作られております。その残りの土地に家庭菜園として作付けをされておりますので、今からも買い受けて野菜を作るという事ですので、何ら問題はなかろうかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号5番は決定いたします。

続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願い致します。議案第2号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字崎深谷 ・ ・ ・ ・ ・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 15㎡

転用目的 道路法面

申請人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地は、平成10年頃に農道後諸津線の新設工事に伴い、道路法面となり現在に至っている。というものです。位置図、写真は5頁から6頁です。1月21日に・・委員さんと・・さん立ち合いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、事務局の方から説明がありました通りに・・さん立ち合いの下に現地確認を行いました。次の頁の写真を見て頂きたいと思います。・・さん、・・さんの家のすぐ前でございます。今、車が止まっている所の前側が農道の諸津線でございます。その工事の時に耕作道として作られた法面の三角の部分となっております。15㎡位であります。現実には作付出来ないような状態です。以上のような状況です。

皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第2号1番は決定致します。

続きまして、議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第3号と議案第4号は一括して説明させていただきます。7頁をお願い致します。

議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

8頁～9頁の令和3年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度7頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田、新規が6筆で5,359㎡、10年間の田、新規が14筆で10,119㎡、畑の新規が1筆で1,946㎡賃貸借権設定の合計が21筆で17,424㎡、使用貸借権設定の6年間の田、更新が1筆で1,451㎡、10年間の田、新規が6筆で5,299㎡、畑の新規が1筆で949㎡、使用貸借権設定の合計が8筆で7,699㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、10頁をお願い致します。議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。11頁～12頁の令和3年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度10頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第3号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第3号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3号と議案第4号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変

更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、13頁をお願い致します。議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。

耕作者の変更をご審議頂くものであります。

既に農地中間管理機構が借り受けている農地

1番 壱岐市芦辺町箱崎本村触 字五郎丸 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田
面積 600m²

配分計画の変更内容

住所氏名 ・ ・ ・ ・ ・

から

・ ・ ・ ・ ・

契約期間が平成29年5月10日～令和9年5月9日までだったものから

令和3年3月10日～令和9年5月9日までに変更となります。

2番 壱岐市芦辺町箱崎本村触 字徳江 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 畑
面積 1,209m²

配分計画の変更内容

住所氏名 ・ ・ ・ ・ ・

から

・ ・ ・ ・ ・

契約期間が平成29年11月10日～令和4年11月9日までだったものから令和3年3月10日～令和4年11月9日までに変更となります。

3番 壱岐市芦辺町箱崎本村触 字辻 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田
面積 1,540m²

配分計画の変更内容

住所氏名 ・ ・ ・ ・ ・

から

・ ・ ・ ・ ・ に、個人から法人への変更になります。

契約期間が平成30年9月10日～令和10年9月9日までだったものから令和3年3月10日～令和10年9月9日までに変更となります。

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第6号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、14頁をお願いします。議案第6号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付しその後 農地基本台帳の整理を行います。

15頁～36頁に農地利用最適化推進委員さん方と農業委員さん方に対象地の現況確認をしていただきました結果を掲載致しております。

今回、非農地と判断されたものは552筆で36.7haとなっております。

尚、様式につきましては、本日お配りを致しております内容になります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第6号は決定いたします。

続きまして議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、37頁をお願いいたします。

議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、令和2年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「老岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a 当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、
平均額が17,700円、最高額が40,000円、最低額が3,000円
です。データー件数は103件です。

その他の地区では平均額が6,800円、最高額が40,000円、最低額
が100円です。データー件数は873件です。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、
1件ありまして、10,000円でした。

その他の地区では、平均額が4,500円、最高額が20,000円、最低
額が100円です。データー件数は307件です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ござい
ましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号
は決定いたします。

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆
さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了さ
せて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】
大変お疲れでございました。